算式の符号

［略］

Ｂ　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$$\sqrt{(a\ /\ b)} \times \underline{1.0506}$$

$\sqrt{(a\ /\ b)}$ はｂが０であるときは０とする。

［略］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

｛（Ａ×1.141）×Ｂ｝×0.75

算式の符号

Ａ　地方税法施行令第９条の15の規定により前年度の８月、12月及び３月に交付された利子割交付金の額の合算額

Ｂ　別表第６の２のＢ欄に定める当該市町村を包括する都道府県の率

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

Ｃ×0.75－Ｄ

算式の符号

Ｃ　前年度の８月、12月及び３月に交付された利子割交付金の額の合算額

Ｄ　前年度における前号の額

［三　略］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に一・〇四六を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九三〇を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式の符号

［同左］

Ｂ　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$$\sqrt{(a\ /\ b)} \times \underline{1.0066}$$

$\sqrt{(a\ /\ b)}$ はｂが０であるときは０とする。

［同左］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・六〇二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.75－Ｂ

算式の符号

Ａ　前年度の８月、12月及び３月に交付された利子割交付金の額の合算額

Ｂ　前年度における前号の額

［三　同上］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に〇・八〇八を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九四六を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。